

○「熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について」の運用について

令和5年4月19日 事務連絡
農村振興局整備部設計課長から各地方農政局農村振興部長、
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 宛て
(参考送付：国土交通省北海道開発局農業水産部長、北海道農政部長 宛て)

工事現場の熱中症対策に係る現場管理費の補正については、「熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について」（令和2年7月15日付け2農振第1285号農村振興局整備部設計課長通知）を通知し、真夏日を「日最高気温が30℃以上の日」と定義しているが、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について」の運用について」（令和2年7月15日付け設計課長事務連絡）（以下「令和2年7月15日付け事務連絡」という。）により当面の間「日最高気温が28℃以上の日」と読み替えて運用しているところである。

今般、政府が令和5年2月10日に変更した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を受け、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（令和5年3月13日改訂）が改訂されたことから、令和2年7月15日付け事務連絡を廃止することとしたので、適切に対応されたい。

ただし、本事務連絡発出前に現場作業を行っていた既契約工事については、真夏日を「日最高気温が30℃以上の日」から「日最高気温が28℃以上の日」と読み替えて精算するものとする。

また、貴局管内の県関係部長に対しては、貴職から参考までに送付されたい。